

論 説

仮想通貨（暗号資産）の評価

—— 相続税評価を中心として ——

木村幹雄

(税理士・愛知大学経営学部准教授)

目 次

- I はじめに
- II 仮想通貨の意義
 - 1 概要
 - 2 法的性格
 - 3 貨幣としての機能
- III 相続税法における財産評価
 - 1 時価
 - 2 財産評価基本通達による財産評価
- IV 法人所有の取扱い
- V 仮想通貨（暗号資産）の財産評価
 - 1 評価方法
 - 2 外貨の邦貨換算
 - 3 有価証券との比較
 - 4 パスワードや秘密鍵
- VI おわりに

I はじめに

平成29（2017）年4月に資金決済法が改正（平成29年6月2日法律49号）され、「仮想通貨」が法律上、明記された。また、同年7月から仮想通貨に対する消費税の取扱いが、「課税」から「非課税」に変更（消費税法6条1項、別表1二）され、支払手段の一つとして位置づけられた。

平成29（2017）年は「仮想通貨元年」と呼ばれ、「代表的な仮想通貨ビットコインの価格は年初来で一時20倍に上昇し」⁽¹⁾た。翌年には大幅に下落し、その後、仮想通貨が話題として取り上げられることは少なくなった。平成31（2019）年4月頃より、再び、ビットコインの価格は上昇し、その後の価格変動が激し

くなっている⁽²⁾。

令和元（2019）年5月31日に資金決済法が改正（令和元年6月7日法律28号）され、「仮想通貨（virtual currency）」は「暗号資産（crypto asset）」に変更され、令和2（2020）年4月に施行が予定されている⁽³⁾。現在、使われている用語としては、仮想通貨や暗号通貨、暗号資産などが混在しているが、本稿では、一般的に使用されている「仮想通貨」という用語を主に用いていく。

(1) 「仮想通貨、乱高下に翻弄 2017 金融こう動いた(中)」日本経済新聞2017年12月27日朝刊7頁。

12月17日を最高値とし、値下がりに転じている。

(2) 匿名記事「主要銘柄研究 Bitcoin」月刊仮想通貨Vol.16（2019年7月）14頁。

(3) 日本経済新聞2019年6月1日朝刊5頁。

他方、仮想通貨は決済手段ではなく、投機目的としての資金が集中し世間の注目を集めている。今後、仮想通貨は決済手段としての役割を担うのか、それとも投機資金の受け皿で終わるのか、現状では確定しているわけではない。ブロックチェーンという新しい技術を用いた決済手段が受け入れられるのかも含めて注目していきたい。

国税庁から示された2度の情報⁽⁴⁾により、所得税については一定の方向性が示された。一方、相続税や贈与税における評価方法については、その取扱いが明らかにされたとはいえない。この点について本稿では関連する分野と比較検討することにより、何らかの考えを示していきたい。

本稿では、まず、仮想通貨とは何か、その概要を確認するとともに法的性格についても先行研究を通して考えていく。続いて、仮想通貨は「貨幣」として決済手段の機能を持つのか否かを、他の類似する決済手段と比較しながら考察していく。そして法人所有の場合における会計基準や法人税の取扱いを含めて確認し、財産評価基本通達や情報の考え方を検討することにより、望ましい相続財産の評価方法について考えていく。最後に、仮想通貨が抱える問題点について考え、その解決方法を提案していきたい。

II 仮想通貨の意義

1 概要

仮想通貨の代表例は、ビットコインである。令和元（2019）年6月30日時点の仮想通貨市場全体での総時価総額におけるビットコインのシェアは約62%⁽⁵⁾であり、仮想通貨の中で基軸通貨としての役割を担っている。代表的な仮想通貨であるビットコインの概要は、以下のとおりである。

平成21（2009）年、サトシ・ナカモトという人が書いた論文に基づき、ビットコインは誕生した⁽⁶⁾。多くの人が参加してプログラムが生まれ、発行者や管理者をもたず⁽⁷⁾、ブロックチェーンという技術を用いた新たな決済手段を目指したものである。

ビットコインを保有している人が、他の人に送金するには、秘密鍵⁽⁸⁾を用いて送金手続を行う。「ブロックチェーンには、ビットコインの過去の取引すべてが記載されており、偽造貨幣や二重取引を排除した正しい取引の記録であり、改ざんも事実上できない⁽⁹⁾」。約10分に1回、ブロックが作成され⁽¹⁰⁾、その取引が正しいものか否か、トランザクション・データの検証が行われる。その検証に参加したユーザーによってビットコインは維持され、報酬として新たなビットコインが発行され支払わ

(4) 「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」（個人課税課情報第4号、平成29年12月1日）と「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（情報）」（課税総括課情報第2号ほか、平成30年11月21日）。

(5) 匿名記事「総時価総額に占める主要銘柄のドミナンス（市場占有率）」月刊仮想通貨Vol.18（2019年9月）17頁。ビットコインは62.19%であり、2位のイーサリアム9.68%を大きく引き離している。

(6) 頼藤太希『入門仮想通貨のしくみ』（日本実業出版社、2019年）10頁。

(7) 同上・18頁。

(8) 同上・153頁。

(9) 金子邦彦『現代貨幣論 電子マネーや仮想通貨は貨幣とよべるか』（晃洋書房、2018年）127頁。

(10) 岡嶋裕史『ブロックチェーン 相互不信が実現する新しいセキュリティ』（講談社、2019年）120頁。

れる¹¹⁾。これをマイニング（採掘）という。

仮想通貨の保管場所としては、以下のものが考えられる。まず、①ウェブウォレットであるが、常時インターネットに接続されている状態をホットウォレットといい、インターネットから切り離された状態をコールドウォレットという¹²⁾。仮想通貨交換業者に外部から不正なアクセスがあり、仮想通貨が流出した事件があるが、これはホットウォレットで管理していた事例である¹³⁾。②モバイルウォレットは、スマートフォンなどに専用アプリをダウンロードして秘密鍵を保管し、持ち運ぶことができるため、店舗での代金決済に使用することができる¹⁴⁾。③デスクトップウォレットは、パソコンに専用アプリをダウンロードして管理するものであり、オフラインであればコールドウォレットとして安全に管理できるが、ウイルス感染や故障などによるリスクがある¹⁵⁾。④ハードウェアウォレットは、専用端末で秘密鍵を保管するため、完全オフライン環境を実現でき、秘密鍵を守ることができる¹⁶⁾。⑤ペーパーウォレットは、秘密鍵を紙に印刷して保管する方法である。ハッキングのリスクはなくなるので、保管環境を整えれば一番安全とされる¹⁷⁾。

仮想通貨交換業者に口座を設置すると、顧客にIDとパスワードが割り当てられる。顧客はIDとパスワードを用いて仮想通貨を移転さ

せるため、「秘密鍵を一切知らず¹⁸⁾」に取引を行うことになる。この場合、ビットコインの残高の増減は「ブロックチェーン上では何ら記録されない」¹⁹⁾ため、ビットコイン本来の仕組みが活かされているとはいえない。

他方、「取引所の倒産等のリスクを避けるため、自らが直接管理するアドレスに移すことも多い。この場合、ウォレットと呼ばれるアプリケーションを利用することになる。ウォレットの役割は、秘密鍵を保管するとともに、仮想通貨を移転させる際に秘密鍵を利用してトランザクションを作成し、ネットワークに送信することにある。」²⁰⁾とされる。

「ビットコイン以外の仮想通貨すべて」は、アルトコインと呼ばれ²¹⁾、それぞれ性質が異なり、多数存在している。「ブロックチェーンによって排他的な帰属が決定・移転される資産であるからといって、資産の内容は一様ではなく、その法的性質はその点も考慮して検討する必要がある」²²⁾だろう。

2 法的性格

(1) 概要

資金決済法では、「仮想通貨」を次のように定義している。1号仮想通貨は、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、

(11) 頼藤・前掲注(6)18-20頁。

(12) 同上・164頁。

(13) 日本経済新聞2019年7月13日朝刊5頁。ビットポイントが、リップルを含む複数の仮想通貨、約35億円相当額について不正アクセスを受けて流出させた事件である。

(14) 頼藤・前掲注(6)165頁。

(15) 同上・166頁。

(16) 同上・166頁。

(17) 同上・166頁。

(18) 本多正樹「仮想通貨の民事法上の位置付けに関する一考察(1)」民商法雑誌154巻5号(2018年)52頁。

(19) 同上・53頁。

(20) 同上・57頁。

(21) 頼藤・前掲注(6)103頁参照。

(22) 本多・前掲注(18)29頁。

不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」（資金決済法2条⑤一）とされ、「ビットコインが含まれる。」²³2号仮想通貨としては、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」（資金決済法2条⑤二）とし、ビットコインを通じた間接的仮想通貨である「アルトコイン（ALT coin = alternative coin）が含まれる。」²⁴「本源的仮想通貨と相互交換可能性のある財産的価値は、1号仮想通貨に該当しない場合であっても、広く規制の対象になることを明らかにしたものの」²⁵とされる。

仮想通貨は、電磁的記録であって実体を持たず、独自の単位が使われるが、「絶対数としてはまだまだ少数なので、いつでも、どこでも自由に仮想通貨を用いて決済を行なえるという状況では」²⁶ない。一方、電子マネーは、「貨幣価値をデジタルデータで表現したものであり、電子データのやり取りによって支払いを実行する仕組み、すなわち、電子決済を行うもの」²⁷である。また、特定の発行者に

より電子マネーは発行され、法定通貨と同様に広く決済手段として使われており、その単位には法定通貨が使われている。「従来用いられていた電子マネーは、発行体の存在を前提とし、発行体が何らかの価値を保証するものであり、『前払式支払手段』等として他の規制の対象となる場合はあるが、『仮想通貨』とは区別され」²⁸ている。

(2) 所有権の客体かどうか

ビットコインは所有権の客体となるか否かが争われ、所有権の客体とはならないと判断された裁判例²⁹がある。この裁判例によれば、「所有権は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利であるところ（民法206条）、その客体である所有『物』は、民法85条において『有体物』であると定義されている。有体物とは、液体、気体及び固体といった空間の一部を占めるものを意味し、債権や著作権などの権利や自然力（電気、熱、光）のような無体物に対する概念であるから、民法は原則として、所有権を含む物権の客体（対象）を有体物に限定しているものである……また、所有権の対象となるには、有体物であることのほかに、所有権が客体である『物』に対する他人の利用を排除することができる権利であることから排他的に支配可能であること（排他的支配可能

²³ 高田賢治「仮想通貨交換業者の倒産手続におけるビットコイン返還請求権の処遇」慶應法学42号（2019年）261頁。決済手段として利用されているものが1号仮想通貨であり、現在ではビットコインだけなのであろうが、イーサリアムやリップルなどが、幅広く決済手段として利用されるようになると、1号仮想通貨となるものと考えられる。

²⁴ 高田・同上261頁。

²⁵ 竹田亨「ビットコイン等の仮想通貨の法的性質」市民と法114号（2018年）76頁。

²⁶ 頼藤・前掲注(6)40頁。

²⁷ 金子・前掲注(9)110頁。

²⁸ 末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法学教室449号（2018年）52頁。

²⁹ 東京地判平27・8・5判例集未登載（LEX/DB 25541521）。

性)が、個人の尊厳が法の基本原理であることから非人格性が、要件となると解される。」とされ、所有権の対象となるか否かについては、有体性及び排他的支配可能性が認められるか否かにより判断すべきであり、「ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない」と判示した。

(3) 債権といえるかどうか

仮想通貨は債権か否かという点については、「債権は特定の者が他の特定の者に対して一定の行為である給付を求める権利であるところ、ビットコインに関して言えば、単なる価値を表象する存在にすぎず、他の者に給付を請求するものではない」³⁰⁾とされているから、特定の発行者が存在しないビットコインは、「『特定の者から』の給付請求として捉えることも困難である」³¹⁾と考えられる。

「ビットコインの私法上の性質に関する従前の議論においてほぼ一致しているのは、ビットコインが物権、債権、社員権、知的財産権といった既存の財産権のカテゴリのいずれにも該当しない」³²⁾ということである。現行法上、仮想通貨の法的性格は明らかではないため、資金決済法でも、財産や財産権とはいわず、「財産的価値」と表現しているのではないだろうか。

(4) 強制執行可能性

裁判で勝訴しても、実行が伴わなければ意味がない。法律的な解釈を行うだけではなく、判決に基づき強制執行することが可能かどうかを見ていく必要がある。

差押えを行う場合には、秘密鍵の管理状態が重要である。「ビットコインに対する民事執行はその他の財産権に対する強制執行（民事執行法167条）の対象となるという点についてはあまり争いはないが、他方で秘密鍵がなければ送付できないという性質上、その実行性に重大な問題がある点についてもまた争いが無い。」³³⁾とされる。「債務者が仮想通貨の秘密鍵を差押債権者または執行官に自発的に開示しない場合、これを強制的に開示させる手段がなく、間接強制（同172条）の方法によらざるをえないという問題がある。」³⁴⁾

ビットコインについては、「取引所が関与している場合があるため、その取引所の関与形態をも考慮して手続を考察する必要があり、具体的には、秘密鍵を保有しているのが取引所であるか否かで分けて考えることにな」³⁵⁾とされる。このように、仮想通貨交換業者が関与する場合には、「仮想通貨の秘密鍵情報を仮想通貨交換業者が管理のため保有している例もあることから、かかるケースにおいては、債務者が秘密鍵情報を任意に開示しなければ執行が現実に奏功しないという結論も回避することができる。」³⁶⁾

「口座開設時の約款で差押え申立て時のサ

30) 清水宏「仮想通貨に対する強制執行について—ビットコインを中心として—」東洋法学62巻2号(2018年)119頁。

31) 同上・119頁。

32) 芝章浩「暗号資産の民事法上の取扱い」NBL1138号(2019年)50頁。

33) 同上・55頁。

34) 本多正樹「仮想通貨の民事法上の位置付けに関する一考察(2・完)」民商法雑誌154巻6号(2019年)58-59頁。

35) 清水・前掲注30)122頁。

36) 竹田・前掲注25)80頁。

ービス停止・解約を明記し、裁判所や税務当局の差押え要請に応じている業者もあるが、業者を介さない取引では仮想通貨所有者が秘密鍵を明かさないう限り技術上公権力は手を出せず、勝手に換金や送金が行われるリスクが残る。しかし、強制執行が可能なのは法秩序確保の大前提であり、仮想通貨による脱法は許され³⁷⁾るべきではない。

差押命令を受けた場合、「現状では仮想通貨交換業者の対応によってその対応がまちまちになっていることがうかがわれ、実効性のある執行方法が実現されるためには、仮想通貨交換業者を民事執行法に取り込むなどの法整備がなされる必要がある³⁸⁾とされる。もちろんこれらの整備は必要であろうが、事前に仮想通貨をウォレットなどに送付し、仮想通貨交換業者の手元に仮想通貨が残っていないればその効果は期待できない。裁判上、どのような手続を行ったとしても、「秘密鍵」を手でできなければ実行性は伴わない。財産として価値を持つのは、「秘密鍵」が入手できた場合だけである。

(5) その他の問題

その他の視点としては、仮想通貨交換業者が倒産した場合において、「ビットコイン返還請求権が非金銭債権であることを前提として破産債権・再生債権として扱われることが原則³⁹⁾とされる。

また、「ビットコインをはじめとする仮想通貨は、中央集権的な管理主体をもたず、分散型台帳によりネットワークにおいて参加者全体で管理され、国境を越えて取引対象となっているため、一法域を拘束するにすぎない法律により仮想通貨に私法的な性質を与えたとしても、法規範としてはたして十分に機能し

うるかについては議論の余地があるところである。」⁴⁰⁾という見解がある。

3 貨幣としての機能

ビットコインに代表される仮想通貨は、経済的にはどのような役割を担うのであろうか。貨幣には、①決済手段、②価値尺度、③価値貯蔵機能があるとされている⁴¹⁾。物々交換では相手が欲しい物を持っていないと交換できないわけであるが、貨幣は、あらゆる物品と交換でき一般的交換・支払手段としての機能を果たすようになった。また、円やドルといった貨幣を用いて、商品の価値を貨幣の数量で表すことができ、異なる商品の価値を比較することができる。そして、貨幣は、現在及び将来の一般的即時購買力を持ち、購買力という価値を蓄えることができる。

現在、その役割は「法定通貨」が担っている。わが国の通貨単位は「円」であり、日本銀行が発行する紙幣（日本銀行券）と政府が発行する硬貨（補助貨幣）である。補助貨幣は20枚まで（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律7条）、日本銀行券は制限なく決済手段として使うことができ、強制通用力（日本銀行法46条2項）がある。また、電子マネーも利用が進んでいる。政府は「キャッシュレス化」を推進し、令和9（2027）年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増させ、

37) 久保田隆＝寶木和夫「国際取引法研究の最前線 第79回 仮想通貨の強制執行を巡る法的課題に対する技術的解決の可能性」国際商事法務47巻3号（2019年）349頁。

38) 竹田・前掲注25)81頁。

39) 高田・前掲注23)286頁。

40) 竹田・前掲注25)77頁。

41) 金子・前掲注(9)23頁。

4割程度を目指す⁴²⁾こととしている。キャッシュレス支払手段の例としてあげられているのは、電子マネー（プリペイド）、デビットカード（即時払い）、クレジットカード（後払い）であり、現状では、圧倒的にクレジットカードの比率が高い。

中央銀行が発行する「デジタル通貨」については、日本銀行の雨宮副総裁が「近い将来、発行する計画はない」⁴³⁾としながらも、調査研究は進められている⁴⁴⁾。一方、仮想通貨は、中央管理者が存在せず、単なる電子データであり、法定通貨のような強制通用力はない。

また、仮想通貨を支払手段として普及させるためには、移転させる時の手数料が大きな壁となるだろう。特に、少額決済の場合には、支払額に対する決済手数料の比率が相対的に高くなるからである。高額な手数料がかかる海外送金の場合には、仮想通貨を通じて支払をした方が手数料は安くなり、大きなメリットとなる可能性が高い⁴⁵⁾。現状、ビットコインをはじめとする仮想通貨は、決済手段として入手するより、投資や投機目的として入手し、保有することが多い。仮想通貨は、仮想通貨交換業者の交換所や取引所で入手することが

一般的であり、決済手段となることは少ない。

このような中、「米フェイスブックが、新たな仮想通貨（暗号資産）『リブラ』を公表した。世界27億人のユーザーが潜在的な顧客基盤となり、決済手段として普及する可能性を秘め」⁴⁶⁾ている。リブラが、投機目的ではなく、決済手段としての役割が果たされるのかを注目していきたい。そのためには、ビットコインなどのように、法定通貨に対して価格が乱高下するのは望ましくない。「ドルなどを裏付けとして決済にも使えるリブラは、一部の新興国などで法定通貨以上の信用力を持つ可能性がある。」⁴⁷⁾とされる。

仮想通貨は、①決済手段、②価値尺度、③価値貯蔵機能を一定程度は満たしているといえよう。しかしながら、①決済手段としては、利用できる店舗等が少なく、強制通用力はない。②価値尺度としては、価格が乱高下し、安定した価値尺度があるとはいえない。③価値貯蔵機能については、②価値尺度と同様、価格が安定しないため、将来にわたって価値を貯蔵する手段としては疑問が残る。このように、現状の仮想通貨が法定通貨に置き換わるほどに貨幣としての機能を有しているとは

42) 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」（平成30年4月）4頁（<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>, 2019年9月14日最終閲覧）および日本経済再生本部「未来投資戦略2018—『Society5.0』『データ駆動型社会』への変革—」（平成30年6月15日）47頁（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf, 2019年9月14日最終閲覧）参照。

43) 日本経済新聞2019年7月6日朝刊4頁。

44) 山口英果ほか「『デジタル通貨』の特徴と国際的な議論」日銀レビュー15-JH-13（2015年12月21日、https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2015/data/rev15j13.pdf, 2019年9月14日最終

閲覧）および柳川範之＝山岡浩巳「情報技術革新・データ革命と中央銀行デジタル通貨」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ19-J-1（2019年2月、https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2019/data/wp19j01.pdf, 2019年9月14日最終閲覧）参照。

45) 日本経済新聞2019年6月3日夕刊1頁には、「海外送金を即時決済 日米欧の銀行 電子通貨発行を構想」という見出しの記事が掲載されている。仮想通貨とは異なるものであるが、日米欧の有力銀行が仮想通貨に大きな影響を受け、新たな仕組み作りに動き出したといえる。

46) 日本経済新聞2019年6月20日朝刊3頁。

47) 日本経済新聞2019年6月29日朝刊5頁。

いえない。また、金やプラチナのような使用価値があるわけでもない。皆が欲しがるのは将来の値上がりの期待があるからである。17世紀オランダにおけるチューリップの球根や1980年代後半のわが国の不動産や株式のように、投機資金が集まり、バブル経済と呼ばれた事例は多い。

このような仮想通貨であるが、2013年には「欧州のキプロス問題で預金封鎖や預金への課税が議論されるとマネーが一気に流入」⁽⁴⁸⁾し、10～20ドルで取引されていた1ビットコインが、266ドルに急騰した。また、2015年、「ギリシャではここ数週間、銀行が休業。預金の引き出しも制限され、市民はお金に自由に手を付けられない状況に陥った」⁽⁴⁹⁾ことにより、ビットコインの価格が上昇した。自国通貨の信頼が失われ、一時的に避難する場合や海外へ資産を移転させる目的で仮想通貨が使われている。

Ⅲ 相続税法における財産評価

次に、仮想通貨を相続財産として評価するための前提として相続税法を概観しておこう。

1 時価

相続税や贈与税は、相続税法22条により「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」となっており、「時価」による課税が原則となる。ただし、実際には多くの評価は財産評価基本通達により定められており、財産評価基本通達1(2)には、時価の意義として、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若

しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」とある。最高裁では、「相続税法22条は、相続により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価による旨を定めているところ、ここにいう時価とは、課税時期である被相続人の死亡時ににおける当該財産の客観的交換価値をいうものと解される」⁽⁵⁰⁾と時価の意義を示している。

金子宏名誉教授は、「時価というのは、客観的な交換価値のことであり、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する（かつこの判決省略）。」⁽⁵¹⁾と定義している。

田中治教授は、「市場における取引事例があるものについては、取引実例を基礎に時価を算定するのがより自然であると思われる。また、相続税の目的を考えるならば、市場における処分を意識した時価認識は、より適合的であるといえるかもしれない。」⁽⁵²⁾としている。

「時価」という抽象的な概念では財産評価を

(48) 日本経済新聞2013年6月3日朝刊1頁。

(49) 日本経済新聞2015年7月17日夕刊4頁。

(50) 最判平29・2・28民集71-2-296。

(51) 金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂、2019年）714頁。

(52) 田中治「相続税制の再検討—相続財産の評価をめぐる法的諸問題」日本租税理論学会編『相続税制の再検討（租税理論研究叢書13）』（法律文化社、2003年）47頁。

行うことはできない。「客観的な交換価値」とは、売って見ないとその評価は分からない、ともいえる。相続財産の多くは、相続後に売却を予定しているわけではないため、売却を前提とした取扱いをすることはできない。そこで一定の基準となる財産評価基本通達が多く用いられ、評価の基準となる存在として、一応の合理性があると考えられる。もちろん、この通達による評価が「時価」と大きくかけ離れた場合には、納税者は原則に立ち戻って「時価」を主張することができる。反対に、課税庁も、財産評価基本通達総則6「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」ことにより、この通達とは別の評価を行い、もうひとつの「時価」を主張するものと考えられる⁵³。

2 財産評価基本通達による財産評価

通達とは、「上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて、下級行政庁に対してなす命令ないし指令」⁵⁴だとされる。「実務上、特に問題となる税法の解釈に係る税務通達は、国税庁長官が傘下の職員に対して解釈の統一を図るために下す命令であって納税者に対するものではない。」⁵⁵とされる。

しかしながら、納税者や税理士が税務判断を行う上で通達が大きく影響しているのは事実である。相続税や贈与税を計算するための

財産評価に関しては、その多くを財産評価基本通達に基づいて行っているが、すべての評価方法を網羅できているわけではない。そこで同通達5では、「この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する。」としている。

財産評価については、相続税法で具体的な評価方法が定められているのはわずかであり、財産評価基本通達に基づいて評価されるのは、租税法律主義の要請を満たしていないという考え方もあれば、財産の時価の算定は、事実認定に属することであり、相続税法22条で「時価によって評価する」と定めていれば良いという考え方もある⁵⁶。

金子宏名誉教授は、「もちろん、通達は法令ではなく、また個別の財産の評価は、その価額に影響を与える諸般の事情を考慮して行われるべきであるから、基本通達による評価が原則としては適法であるとしても、それが著しく合理性を欠き、基本通達によっては適切な評価をすることができないと認められる特別の事情がある場合には、他の合理的方法によって通達の基準より高く、または低く評価することができる」と解すべきであり、また基本通達による評価が合理的ないし適切といえない特段の事情がある場合には、評価は違法になると解すべきである。」⁵⁷としている。

通達の法源性が問題とされるが、財産評価基本通達に関していえば、相続税法22条の時

53) 品川芳宣『租税法律主義と税務通達 税務通達をめぐるトラブルの実践的解決（第2版）』（ぎょうせい、2004年）122-124頁参照。総則6を「自動安全装置的な措置」や「包括的限定条項」と述べている。

54) 金子・前掲注(5)115頁。

55) 品川・前掲注(5)34頁。

56) 日本税理士会連合会税制審議会「資産課税における財産評価制度のあり方について—平成20年度諮問に対する答申—」（平成20年12月18日、http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H20.pdf、2019年9月14日最終閲覧）1頁参照。

57) 金子・前掲注(5)715頁。

価を解釈するひとつの方法であり、どのような財産があるのか、どのような評価額とすべきかは事実認定の問題と考えられる。同通貨による評価を行わなければ、相続税の申告実務は成り立たないであろう。

IV 法人所有の取扱い

仮想通貨を法人が所有している場合、決算期末の評価をどのように考えるのかは、相続税評価を考える上で有益だと思われるため、会計基準と法人税法の取扱いを概観する。

1 会計基準

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成30（2018）年3月14日、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「当面の取扱い」という。）を公表した。平成29（2017）年に資金決済法が改正（平成29年6月2日法律49号）され、仮想通貨が定義されるとともに、仮想通貨交換業者に登録制が導入された。そこで企業会計基準がない分野についての当面の取扱いが必要とされたのである。

「当面の取扱い」によれば、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理について、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する」⁵⁸⁾。また、「活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分

見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する」⁵⁹⁾。「活発な市場」の判断基準は、「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうもの」⁶⁰⁾とされている。

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理については、資産と負債を同額として貸借対照表価額とするため、預託者から預かった仮想通貨にかかる資産及び不動産の期末評価からは損益を計上することはない⁶¹⁾。ただし、「仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点では想定され、これらの仮想通貨はいずれも時価の変動により保有者が価格変動リスクを負う」⁶²⁾ものである。

「当面の取扱い」では、仮想通貨は私法上の位置づけが明確でなく、会計基準では、多くの場合、法律上の権利を会計上の資産として取り扱っている。「仮想通貨は、法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得る」⁶³⁾とされた。

なお、日本公認会計士協会は、平成30

⁵⁸⁾ 企業会計基準委員会「実務対応報告第38号『資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い』（平成30年3月14日）2頁。

⁵⁹⁾ 同上・2頁。

⁶⁰⁾ 同上・2頁。

⁶¹⁾ 同上・3頁参照。

⁶²⁾ 関口智和「法改正で『暗号資産』に！ 仮想通貨の会計上の性格」企業会計71巻8号（2019年）104頁。

⁶³⁾ 企業会計基準委員会・前掲注⁵⁸⁾8頁。

(2018)年6月29日に、業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」を公表した。その内容は、「仮想通貨」や「仮想通貨交換業者」の定義からはじまり、仮想通貨交換業者に関する監査の特質を取り纏めたものである。

これらの考え方は、法人における会計処理の基準を定めたものではあるが、期末時価の評価においては、「活発な市場」がある場合を想定しており、相続税評価とは目的が異なるかもしれないが、時価評価という実務を積み重ねていく上では、今後も注目すべき点があるだろう。

2 法人税法上の取扱い

企業会計基準委員会の「当面の取扱い」を受けて、平成31年度税制改正では、法人税における仮想通貨の評価方法等について「時価法」が導入された。「活発な市場が存在する」仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上し、事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等についても、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上することとされた。

法人税法61条1項では、資金決済法に規定する仮想通貨の譲渡損益が当該事業年度の益金又は損金の額に算入されることを明らかにし、同条2項で、事業年度終了の時ににおいて有する仮想通貨は、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価法により評価した金額を期末評価額とすると定めた。法人税法施行令118条の7では、時価評価をする仮想通貨の範囲を、①継続的に売買の価格の公表がされ、かつ、その売買価格等がその仮想通貨の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること、②十分な数

量及び頻度で取引が行われていること、③売買価格等の公表が当該内国法人以外の者によりされているか、当該内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと、と定めている。

法人税法61条の規定は、短期売買商品は期末時価を評価額とし、時価法を採用するというものであり、平成31年度税制改正で、対象範囲に仮想通貨が付け加えられた。時価法が強制されるのは、「活発な市場が存在する」仮想通貨であり、短期売買商品や売買目的有価証券（法人税法61条の3）と同様の処理を行うこととされ、「企業会計と法人税法とで概ね取扱いが一致することになった」⁶⁴といえよう。

V 仮想通貨（暗号資産）の財産評価

1 評価方法

相続税や贈与税を計算する上では「時価」を基準にすることとされているが、実務上はその多くが財産評価基本通達による評価を用いている。財産評価基本通達の中では、仮想通貨の評価は定められておらず、同通達5には、「この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する。」とあり、何らかの計算根拠が必要とされていた。

仮想通貨に関して、国税庁は、「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」（個人課税課情報第4号、平成29年12月1日、以下「平成29年情報」という。）と「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（情報）」（課

⁶⁴ 伊藤嘉基＝峯岸秀幸「4 法人税法上の取扱いに関する改正とその影響」税経通信74巻5号（2019年）119頁。

税総括課情報第2号ほか、平成30年11月21日、以下「平成30年情報」という。)を公表した。平成29年情報は、9項目にわたり、仮想通貨の売却、交換、分岐、マイニングなど所得区分に関する質疑応答になっている。一方、平成30年情報では、21項目について質疑応答の形式で解説し、その範囲は所得税、法人税、相続税・贈与税、源泉所得税、消費税、法定調書と多岐にわたっている。

この中で、相続税・贈与税関係については、「15 仮想通貨を相続や贈与により取得した場合」と「16 相続や贈与により取得した仮想通貨の評価方法」について解説があり、「15」では、仮想通貨は金銭に見積もることができる経済的価値のある財産であるから、相続税又は贈与税が課税されることになるとされており、当然の回答であるといえよう。

「16」では、評価通達5の定めに基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することになり、「活発な市場が存在する仮想通貨」と「活発な市場が存在しない仮想通貨」を分けて評価することを示している。「活発な市場が存在する仮想通貨」では、一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっているから、外国通貨に準じて、仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価する。一方、「活発な市場が存在しない仮想通貨」は、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないため、仮想通貨の内容や性質、取引実態等を勘案し、個別に評価するとして、具体的な評価方法は示されていない。

ビットコインやイーサリアムなど、代表的な仮想通貨は、「活発な市場が存在する仮想通貨」と考えて問題なさそうである。外国通貨に準じて評価を行うことが示された。仮想通

貨は、上場株式以上の価格変動があるにもかかわらず、上場株式に準じた評価の安全性は考慮されていない。

現在、発行されている仮想通貨は、3000種類以上⁶⁵あるともいわれている。その中でも、わが国で普通に購入できる仮想通貨は、20業者から21種類である⁶⁶。海外の交換業者を通じて、活発な取引が行われている仮想通貨が存在すれば、それらも含まれる可能性はある。「活発な市場が存在しない仮想通貨」は個別評価となり、売買実例価額や精通者意見価格等を参酌して評価することとされている。納税者等の主観的な価値ではなく、客観的な交換価値が存在することが必要である。売却が容易ではない「活発な市場が存在しない仮想通貨」については具体的な評価方法が示されており、個別評価を行う際にも何らかの合理的な基準が必要であり、現状では実務の積み重ねを待つしかない。

2 外貨の邦貨換算

平成30年情報には、活発な市場が存在する仮想通貨は、外国通貨に準じた評価方法によることとなっているため、外国通貨建て資産の邦貨換算の評価方法を確認していく。

財産評価基本通達4-3には次のように定められている。

「外貨建てによる財産及び国外にある財産の

⁶⁵ 匿名記事「ビットコインの今後 今後もビットコインは仮想通貨の代表格であり続けるのか。」月刊仮想通貨Vol.16 (2019年7月) 12頁。

⁶⁶ 「仮想通貨交換業者登録一覧(令和元年9月6日現在)」(<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>, 2019年9月14日最終アクセス)

邦貨換算は、原則として、納税義務者の取引金融機関（外貨預金等、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表する課税時期における最終の為替相場（邦貨換算を行なう場合の外国為替の売買相場のうち、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。また、課税時期に当該相場がない場合には、課税時期前の当該相場のうち、課税時期に最も近い日の当該相場とする。）による。

なお、先物外国為替契約（課税時期において選択権を行使していない選択権付為替予約を除く。）を締結していることによりその財産についての為替相場が確定している場合には、当該先物外国為替契約により確定している為替相場による。（平11課評2-2外追加，平12課評2-4外改正）

（注）外貨建てによる債務を邦貨換算する場合には、この項の『対顧客直物電信買相場』を『対顧客直物電信売相場』と読み替えて適用することに留意する。」

仮想通貨を外貨の一種と考えれば、外貨の邦貨換算を行うことで評価を行うことができる。相続税や贈与税を計算する場合には、すべての財産を邦貨に換算する必要があるが、外貨を邦貨に換算する場合は、納税者の取引金融機関が公表する課税時期における対顧客直物電信買相場（TTB）の終値によることとされている。TTBとは、その時点で売却した場合の価額であり、中値（TTM）に比べて、手数料分だけ評価が低くなる。

仮想通貨の種類や交換業者にもよるが、取引所と販売所という2種類の方法で取引を行っている。販売所では、購入価格と売却価格の2種類の価額を公開し、その金額で購入し

たい人または売却したい人を待つことになる。取引所では、上場株式の取引のように、売り手と買手の情報が表された「気配値」が表示され、金額が合意できた場合に取引が成立する。これらの金額のうち、販売所における売却金額を用いることにより最も低く評価することができる。「外貨の邦貨換算」に準じて評価するということであるため、その趣旨から考えると邦貨に換算するための評価であるから、販売所の売却価格（終値）で評価しても問題はないのではないかと考えられる。

3 有価証券との比較

仮想通貨は、仮想通貨交換業者の取引所や交換所で、不特定多数の当事者間で売買が行われる。評価通達5がいうように、「この通達に定める評価方法に準じて」評価するというのであれば、仮想通貨を金融商品であると考え、有価証券の評価方法が参考となる。

有価証券の評価について、財産評価基本通達では、「上場株式の評価」（評価通達169ないし172）、「気配相場等のある株式の評価」（評価通達174ないし177）、「登録銘柄及び店頭管理銘柄」（評価通達177-2）、「取引相場のない株式の評価」（評価通達178ないし189-7）およびその他の評価規定（評価通達190ないし196）が定められている。

このうち、「上場株式の評価」と「取引相場のない株式の評価」を検討する。「上場株式の評価」については、負担付贈与等に該当しない場合には、原則として、①課税時期の最終価格、②課税時期の属する月の毎日の最終価格の平均額、③前月の最終価格の平均額、④前々月の最終価格の平均額のうち、最も低い価額によって評価する（評価通達169）、とし

ている。このように、課税時期における最終価格のほかに3つの価格と比較し、最も低い価格を評価額とすることにより、「3ヶ月間の株価変動斟酌」⁶⁷⁾を行っている。

上場株式が「国内の2以上の金融商品取引所に上場されている株式については、納税義務者が選択した金融商品取引所とする。」（評価通達169）となっているのに対し、仮想通貨では、「相続人等の納税義務者が取引を行っている仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価」（平成30年情報16）することとなっている。仮想通貨交換業者による売買金額の違いはあるが、時間の経過に伴い同一価格に収斂されていくことから、大きな違いは生じないものと思われる。

また、「取引相場のない株式の評価」については、会社の業種や規模（総資産価額及び従業員数、取引金額）により、類似業種比準価額（評価通達180）か、純資産価額（評価通達185）か、またはこれらを併用して求めた評価額（評価通達179）となっている。また、同族株主以外の少数株主（評価通達188）については、配当還元方式による評価額（評価通達188-2）を選択することができる。

仮想通貨は、取引所や交換所で売買される。これらは、①活発な市場があるものもあれば、②活発とまではいえないがある程度の取引がされている市場があるもの、③取引が全く行われていないものに区分して考えなければならないが、その境界は明らかなものとはいえない。①活発な市場が存在すれば、上場株式に準じた評価額とすることは可能である。また、②活発ではないが一定の取引事例があるという場合には、過去の取引事例に対して、60%ないし80%を乗じることにより一定の斟酌を行った評価とすることは可能であろう。

しかしながら、③市場が存在せず取引事例がない仮想通貨については評価が困難である。国内だけでなく、国外にも市場がなく、長期的にわたって保有する前提の仮想通貨については評価をすることができない。取引相場のない株式に準じた評価方法は考えられず、当初、投資した金額を評価額とするという方法が考えられるが、当該仮想通貨を購入してから相当年数が経過した場合には、その金額を「時価」と考えることはできないだろう。当該仮想通貨が破たんしているような場合には、ゼロ評価とすべきであろうが、その事実をどのように証明すべきかを検討しなければならない。

さらに、国内に市場がなく、国外の取引所などでしか売買できないような仮想通貨については、国内財産となるか、国外財産となるか、判断が必要となり、制限納税義務者の場合には、課税される相続財産の範囲に影響することとなる。

4 パスワードや秘密鍵

参議院財政金融委員会で、藤井健志国税庁次長（当時）は「パスワードとの関係でございしますが、一般論として申し上げますと、相続人が被相続人の設定したパスワードを知らない場合であっても相続人は被相続人の保有していた仮想通貨を承継することになりますので、その仮想通貨は相続税の課税対象となるという解釈でございします。」⁶⁸⁾と発言している。また、「パスワードの把握の有無というの

⁶⁷⁾ 品川芳宣＝緑川正博『徹底解明相続税財産評価の理論と実践』（ぎょうせい、2005年）172頁〔品川執筆〕。

⁶⁸⁾ 第196回国会「参議院財政金融委員会会議録」第6号（平成30年3月23日）21頁。

は、当事者にしか分からない、言わば主観の問題⁶⁹⁾であり、「現時点において、相続人の方からパスワードを知らないという主張があった場合でも、相続税の課税対象となる財産に該当しないというふうに解することは課税の公平の観点から問題があり、適当ではない⁷⁰⁾としている。

仮想通貨の保有形態を考えてみると、一般的なのは、仮想通貨交換業者に口座を開設して日本円を入金し、ビットコイン等の仮想通貨を購入し、保有することである。一方、仮想通貨交換業者で購入した仮想通貨を自己のウォレットに送金し、または、取引により得た仮想通貨を、自己のウォレットで保有することが考えられる。

仮想通貨交換業者によって運営される取引所では、「ビットコイン残高の増加を顧客帳簿に記録する。その際、その都度ブロックチェーンに記録する形で購入希望者のアドレスへビットコインを移転するわけではない。あくまでも、ビットコインは取引所が独自に管理するアドレスに保有され、顧客帳簿上で増減処理が行われるだけである。そして、秘密鍵の管理は取引所が行うことになる。」⁷¹⁾

一方、「取引所の管理するアドレスにビットコインを移転させ、取引が成立した場合には、単に顧客帳簿上の処理を行うだけではなく、購入者のアドレスにビットコインを移転する場合もありうる。この場合は、移転を受けた購入者が取得したビットコインの秘密鍵を管理することになる。」⁷²⁾

「ブロックチェーンの大元のしくみでは、鍵の紛失に対する救済措置は用意されていない。なくなればそこでおしまいである。そのため、多くの一般利用者が使う取引所では、ブロックチェーンの鍵は取引所が保管し、ブロック

チェーンの鍵と結びついたIDやパスワードを発行することで、紛失対策をしている。この方法であれば、IDやパスワードを失っても、取引所の裁量次第で復活させることができる。」⁷³⁾

単に、交換業者のパスワードが分からないという場合には、何らかの対処方法が考えられる。しかし、仮想通貨を自身のウォレットで保管し、秘密鍵が失われた場合には、永久にその価値は失われることになる。「2018年3月時点でマイニングされたビットコインは約1700万BTCですが、このうち430万BTCが秘密鍵の紛失によって行方不明になっている」⁷⁴⁾ということである。

相続人が被相続人から「秘密鍵」をあわせて承継しない限り、その仮想通貨に財産的価値はないと考えられる。秘密鍵を知っているのに知らなかったと主張する相続人等が存在した場合には、それらを課税庁が把握することができるのかを検討していく必要はあるが、実際に秘密鍵を知らず、財産的価値がないものに課税するのは大きな問題がある。

2018年12月、カナダの仮想通貨交換会社クアドリガCXの創業者ジェラルド・コットン氏が急死したことにより、パスワードが分からず顧客全員の仮想通貨約150億円相当が引き出せなくなり、顧客に返金できる見込みは立っていないという⁷⁵⁾。

相続税法基本通達11の2-1には、「法に規

69) 同上・21頁。

70) 同上・21頁。

71) 清水・前掲注(30)117頁。

72) 清水・前掲注(30)117-118頁。

73) 岡嶋・前掲注(10)137頁。

74) 頼藤・前掲注(6)195頁。

75) 日本経済新聞2019年2月10日朝刊7頁参照。

定する『財産』とは、金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのものをいう」とあるが、秘密鍵が失われた仮想通貨は、経済的価値があるといえるのか疑わしい。わが国の相続税は、法定相続分に基づく遺産取得税方式を採用している。相続税額の計算過程に法定相続分を用いることにより遺産税方式の要素が加味されてはいるが、遺産取得税方式を基本としている。遺産取得税方式は、相続人等が財産を取得した状態でその評価を行うことになる。つまり、秘密鍵がない状態では、仮想通貨を取得したとはいえないのではないかと考えられる。取引相場のない株式の評価においては、取得者ごとに相続による「取得後」の株数に基づいて、評価方法を判定して適用していることから、相続により取得した財産の評価は取得後の状態で判断すべきことは明らかである。

酒井克彦教授は、「相続税法上の『取得』概念を一般概念として捉えたとすると、秘密鍵を相続人が知らない段階では、秘密鍵の利用によってのみ開けることのできる仮想通貨を『取得』しているという状態ではない⁷⁶⁾とし、「相続人において仮想通貨に係る実質的支配状態がなく、処分管理さえもできない状況にある場合に、それでもなお相続税法上の『取得』があったと観念できるかという問題について、……差し当たり消極的に考えるべきではないか⁷⁷⁾としている。秘密鍵が分からず、秘密鍵を承継できなければ、そもそも財産を相続によって取得することにはならないのではないかと考えられる。通常、相続開始時に、財産はすべて承継されると考えられる。秘密鍵が分からない仮想通貨は果たして他の財産と同様に一般承継（包括承継）する財産に含めることはできないのではないかと考えられる。

相続税や贈与税は、主観的価値に課税するものではない。客観的な交換価値を「財産的価値」として、金銭（日本円）に評価して、その評価額に応じて課税を行うものである。秘密鍵が分からずに換金できない仮想通貨（暗号資産）を、財産的価値があるとはいえないだろう。そもそも、秘密鍵が分からなければ、いくら財産的価値があるのか確認することもできない。不正な手段により、税を免れることはもちろん防止しなければならないが、何らかの手段を講じて、相続税を課税しない方法を考えていかなければ、担税力がいないところに税を課すことになる。例えば、相続税の申告時点で、後日、秘密鍵が発見された場合でも、その取得を放棄するなど、何らかの制限を行った上で、相続財産に含めない方法を検討してはどうだろうか。

預貯金に関しては、相続人等がその存在を認識していないような財産が税務調査で見られることもある。その場合には、修正申告を行い、相続税を追加納付する必要が生じる。相続人等が、仮想通貨があるということを認識していながら、秘密鍵が不明であるため、引き出しを行うことができない場合には、相続財産に含まれないという取扱いを明確にすべきだと思われる。実際には、財産的価値がないのに見せかけだけの仮想通貨が存在することにより、過重な相続税負担を負わせることになり、その仮想通貨を誰が相続するのか

76) 酒井克彦「相続財産としての仮想通貨の『取得』（上）—秘密鍵の継承なき場合における相続税法上の『取得』該当性—」月刊税務事例51巻1号（2019年）46頁。

77) 酒井克彦「相続財産としての仮想通貨の『取得』（下）—秘密鍵の継承なき場合における相続税法上の『取得』該当性—」月刊税務事例51巻8号（2019年）74頁。

ということにより、遺産分割にも大きな影響を与えることになるだろう。

VI おわりに

法律上の用語は、「仮想通貨」から「暗号資産」に変わることになる。「通貨」としての性質がないのに「通貨」という用語を使用すると国民が混乱するという理由からである。ただし、一定程度定着した用語であるため、当分は併記されることが多いのではないだろうか。

仮想通貨（暗号資産）といっても、取扱いは様々である。ビットコインをはじめとして、多くの人に認識されているものもあれば、全く知られておらず取引事例が少ないものもある。国税庁は、平成30（2018）年11月に、平成30年情報を出し、相続税の取扱いについては、一定の方向性を示した。しかし、実務はこれからである。「活発な市場を有する仮想通貨」と「活発な市場が存在しない仮想通貨」を二つに分けるのは難しい。また、「活発な市場が存在しない仮想通貨」を評価する合理的な方法をこれから考えていかなければならない。税務上の取扱いが定まらなると予測可能性を確保することができず、各種取引を安心して行うことができないため、具体的な判断基準が必要である。

今後も、引き続き新たな形態の仮想通貨（暗

号資産）が生まれてくるだろう。相続税は、金銭や不動産など「財産的価値」に基づいて課税されるのは間違いない。仮想通貨が「財産的価値」を有することも間違いのない事実である。しかしながら、秘密鍵が失われた仮想通貨に「財産的価値」があるといえるのか疑問であり、早急な対策が必要であると考えられる。

仮想通貨の発行主体は、政府や公的機関ではない。そのメリットとデメリットを考え、仮想通貨をどのように利用していくのかを考えていかなければならない。マネーロンダリング対策などは、一国のみで解決できることではないため、国際機関などにおける総合的な検討が必要である。

ビットコインやイーサリアムなど取引が活発なものは、「活発な市場が存在する仮想通貨」として、実例を積み上げていき、今後、評価方法を修正しながら、実務的にも落ち着くことであろう。仮想通貨は、用いられている技術が完全に同じというわけではない。仮想通貨を各々詳細に検討して分類することにより、その特徴に応じた評価方法を見つけていかなければならない。それら具体的な検討については、今後の課題としていきたい⁷⁸⁾。

⁷⁸⁾ 2019年7月13日に開催された日本税法学会中部地区研究会では、出席者から多数の有益なご示唆を頂戴した。記して深謝申し上げる。